特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発せさせるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項	なし

評価実施機関名

岐阜県瑞穂市長

公表日

令和8年11月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務、こども家庭センターで行う事業であって主務省令で定めるものを行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 新生児、妊産婦、未熟児等の訪問指導の管理 2. 妊娠の届出の受理 3. 母子健康手帳の交付 4. 健康診査の実施 5. 健康診査の受診結果の記録 6. 低体重児の届出の受理 7. 養育医療の届出の受理 8. 養育医療の給付、費用の支給又は徴収に関する事務 9. こども家庭センターが行う事業 なお、これらの業務に関して、番号法別表第2に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 上記事務の届出書類及び添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外にマイナポータル次期オンライン申請サービス検索・電子申請機能により受領し、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	【現行】・新健康管理システム（健康かるて）／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能 【標準化後】・健康管理システム（健康かるて）（標準化後対応）／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
【現行】母子保健システムファイル 【標準化後対応】母子保健システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　第70項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【別表第2における情報照会の根拠】 95、96の項 【別表第2における情報提供の根拠】 42、48、71、80、95、112、125、161の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　健康推進課 健康福祉部　子ども支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市　総務部　総務課 〒501－0293　瑞穂市別府1288番地　058－327－4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市　健康福祉部　健康推進課 〒501－0293　瑞穂市別府1288番地　058－327－8611 瑞穂市　健康福祉部　子ども支援課 〒501－0293　瑞穂市別府1288番地　058－322－3022
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年10月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年10月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人での確認を行うようにし、人為的ミスが発生するリスクに対し対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	瑞穂市特定個人情報等取扱要領に則り、滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管すし、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う等徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	Ⅰ1．③システムの名称	・新健康管理システムV1（健康かるて）／中間サーバー	・新健康管理システム（健康かるて）／中間サーバー	事後	
平成31年3月13日	Ⅰ5．①部署	福祉部	健康福祉部	事後	
平成31年3月13日	Ⅰ5．②所属長の役職名	健康推進課長　清水　千尋	課長	事後	
平成31年3月13日	Ⅰ8．連絡先	福祉部	健康福祉部	事後	
平成31年3月13日	Ⅱ1．対象人数	平成26年7月23日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	Ⅱ2．取扱者数	平成26年7月23日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	Ⅳリスク対策	（なし）	（項目追加）	事後	
令和2年3月25日	Ⅰ1．②事務の概要	・本事務は、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。 ・番号法においては、別表第一項目№49に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 ・瑞穂市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児（乳児）の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 ・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに接続する。	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務、母子健康包括支援センターで行う事業であって主務省令で定めるものを行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 1．新生児、妊産婦、未熟児等の訪問指導の管理 2．妊娠の届出の受理 3．母子健康手帳の交付 4．健康診査の実施 5．健康診査の受診結果の記録 6．低体重児の届出の受理 7．養育医療の届出の受理 8．養育医療の給付、費用の支給又は徴収に関する事務 9．母子健康包括支援センターが行う事業 なお、これらの業務に関して、番号法別表第2に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和2年3月25日	Ⅰ4．②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第7号別表第2　26・56の2・70・87項	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 69の2、70の項 【別表第2における情報提供の根拠】 26、56の2、69の2、87の項	事後	
令和2年3月25日	Ⅱ1．対象人数	平成31年1月18日 時点	令和2年3月4日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱ2．取扱者数	平成31年1月18日 時点	令和2年3月4日 時点	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ1．対象人数	令和2年3月4日 時点	令和3年2月25日 時点	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ2．取扱者数	令和2年3月4日 時点	令和3年2月25日 時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅰ4．②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	事前	
令和4年3月9日	Ⅰ5．①部署	健康福祉部　健康推進課	健康福祉部　健康推進課 健康福祉部　子ども支援課	事後	
令和4年3月9日	Ⅰ8．連絡先	瑞穂市　健康福祉部　健康推進課 〒501－0293　瑞穂市別府1288番地　05	瑞穂市　健康福祉部　健康推進課 〒501－0293　瑞穂市別府1288番地　05	事後	
令和4年3月9日	Ⅱ1．対象人数	令和3年2月25日 時点	令和4年2月10日 時点	事後	
令和4年3月9日	Ⅱ2．取扱者数	令和3年2月25日 時点	令和4年2月10日 時点	事後	
令和4年12月27日	Ⅰ1．②事務の概要	なお、これらの業務に関して、番号法別表第2に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	なお、これらの業務に関して、番号法別表第2に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 上記事務の届出書類及び添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外にマイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能により受領し、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	評価の再実施によるもの
令和4年12月27日	Ⅰ1．③システムの名称	・新健康管理システム（健康かるて）／中間サーバー	・新健康管理システム（健康かるて）／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能	事後	評価の再実施によるもの
令和5年2月9日	Ⅱ1．対象人数	令和4年2月10日 時点	令和5年2月9日 時点	事後	
令和5年2月9日	Ⅱ2．取扱者数	令和4年2月10日 時点	令和5年2月9日 時点	事後	
令和6年2月9日	Ⅱ1．対象人数	令和5年2月9日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	
令和6年2月9日	Ⅱ2．取扱者数	令和5年2月9日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅰ1．③システムの名称	・新健康管理システム（健康かるて）／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能	【現行】 ・健康管理システム（健康かるて）／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能 【標準化後】 ・健康管理システム（健康かるて）（標準化後対応）／中間サーバー／サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年11月29日	Ⅰ2．特定個人情報ファイル名	母子保健システムファイル	【現行】母子保健システムファイル 【標準化後対応】母子保健システムファイル	事後	
令和6年11月29日	Ⅰ3．法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　別表第1　第70項	番号法第9条　別表　第70項	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ1．対象人数	令和6年2月9日 時点	令和6年11月29日	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ2．取扱者数	令和6年2月9日 時点	令和6年11月29日	事後	
令和8年3月3日	Ⅰ1．②事務の概要	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務、母子健康包括支援センターで行う事業であって主務省令で定めるものを行う。	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務、こども家庭センターで行う事業であって主務省令で定めるものを行う。	事後	
令和8年3月3日	Ⅰ1．②事務の概要	9．母子健康包括支援センター	9．こども家庭センター	事後	
令和8年3月3日	Ⅱ1．対象人数	令和6年11月29日 時点	令和8年3月3日地点	事後	
令和8年3月3日	Ⅱ2．取扱者数	令和6年11月29日 時点	令和8年3月3日地点	事後	
令和8年10月14日	Ⅰ1．②事務の概要	令和8年3月3日地点	令和8年10月14日地点	事後	概要の見直し、及び次期オンライン申請サービスへの移行に伴うもの
令和8年10月14日	Ⅱ1．対象人数	令和8年3月3日地点	令和8年10月14日地点	事後	評価の再実施によるもの
令和8年10月14日	Ⅱ2．取扱者数	令和8年3月3日地点	令和8年10月14日地点	事後	評価の再実施によるもの